

## 米沢市上下水道事業経営懇談会設置規程

### (設置)

第1条 本市の水道事業及び下水道事業に関し、広く利用者の意見を聴き、事業の効率的かつ安定的な経営を図るため、米沢市上下水道事業経営懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、水道事業及び下水道事業の経営に関することについて意見交換を行うものとする。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて懇談会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、上下水道部業務課において処理する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。